

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年11月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定下水道工事業者規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「、経歴書」を「及び経歴書」に改め、「及び次条第1項第4号に適合していることを証する書類」を削り、同項第2号中「並びに次条第1項第4号に適合していることを証する書類」を削る。

第3条第1項第4号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ない者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号オ中「ア又はイ」を「アからウまでのいずれか」に改め、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 申請者が、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。

第3条第2項中「ウ」を「エ」に改める。

第4条第4項中「第7条」の右に「第2項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第7条第1項中「届出」の右に「(休止の場合を除く。)」を加える。

第9条第1項中「しようとする」を「した」に、「直ちに」を「当該事由の生じた日から30日以内に」に、「指定下水道工事業者指定辞退届」を「指定下水道工事業者指定辞退等届」に改め、「返納」の右に「(休止の場合にあつては当該休止期間中における一時返納)」を加え、同条第2項中「速やかに」を「当該事由の生じた日から30日以内に」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

(4) 本店を移転したとき。

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次のように加える。

2 指定下水道工事業者は、指定下水道工事業者としての営業を再開しようとするときは、再開しようとする日の10日前までに管理者に指定下水道工事業者指定辞退等届（様式第8号）を提出しなければならない。

第10条第2項中「指定の有効期間満了の日から2月前までに」を「管理者の指定する

期日までに」に改め、同条第3項中「第3条中「前条第1項」とあるのは「第10条第2項」と、」を削り、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次のように加える。

3 前項の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第11条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「代表者名」を「代表者及び役員の名」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

第13条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号を削る。

第31条各号列記以外の部分中「各号」の右に「のいずれか」を加え、同条第4号中「第2項」の右に「若しくは第3項」を加え、「第3号」を「第3号まで」に改め、同条第3号を削り、第4号を第3号とする。

第32条各号列記以外の部分中「の各号」を「に掲げる事項」に改める。

別表中「適要」を「摘要」に改める。

「〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ない者でないことを証する書類
- 2 個人の場合は、住民票の写し及び経歴書
- 3 法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）及び定款の写し並びに代表者の住民票の写し及び経歴書
- 4 営業所平面図・付近見取図（様式第2号）及び営業所の写真
- 5 専属責任技術者名簿（様式第3号）及びこれとの雇用関係を証する書類並びに責任技術者証の写し
- 6 排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を有していることを証する書類（様式第4号）及び写真
- 7 誓約書（様式第5号）
- 8 その他管理者が必要と認める書類

様式第1号中

を

「〔添付書類〕

- 1 個人の場合は、住民票の写し及び経歴書
- 2 法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）及び定款の写し並びに代表者の住民票の写し及び経歴書
- 3 営業所平面図・付近見取図（様式第2号）及び営業所の写真
- 4 専属責任技術者名簿（様式第3号）及びこれとの雇用関係を証する書類並びに責任技術者証の写し
- 5 排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を有していることを証する書類（様式第4号）及び写真
- 6 誓約書（様式第5号）
- 7 その他管理者が必要と認める書類

に改める。

」

様式第2号中「分かるもの」を「分かるものを」に改める。

様式第3号中「国民健康保健証」を「国民健康保険証」に改める。

様式第5号中「アからオまで」を「アからカまで」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

指定下水道工事業者指定辞退等届

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

届出事項	辞 退 ・ 休 止 ・ 再 開
指 定 番 号	第 号
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称	
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ( )
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	印
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ( )
[理 由] ..... ..... ..... ..... .....	

[添付書類]

- 1 指定下水道工事業者証（辞退又は休止の場合）
- 2 専属責任技術者の責任技術者証の写し

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)